

事 務 連 絡
令和 8 年 4 月 1 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right) \left(\begin{array}{c} \text{衛 生 主 管 部 (局)} \\ \text{介 護 保 険 主 管 部 (局)} \end{array} \right) \text{御 中}$

個 人 情 報 保 護 委 員 会 事 務 局
厚 生 労 働 省 医 政 局 医 療 情 報 担 当 参 事 官 室
厚 生 労 働 省 医 薬 局 総 務 課
厚 生 労 働 省 老 健 局 総 務 課

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に
関する Q & A（事例集）」の一部改正について

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関する Q & A（事例集）」（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関する Q & A（事例集）について」（平成 29 年 5 月 30 日付け事務連絡）別添。以下「Q & A」という。）を作成し、その周知を図っているところです。

今般、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正により、介護保険の被保険者証について、従来の取扱いに準じて、厚生労働大臣が介護保険事業において市町村を識別するために市町村ごとに定める番号である「保険者番号」及び市町村が被保険者の資格を管理するために被保険者ごとに定める番号である「被保険者番号」を被保険者番号等として同法第 201 条の 2 第 1 項に規定することとなり、令和 8 年 4 月 1 日より施行します。

これに伴い、Q & Aにつき別添 1 のとおり一部改正し、別添 2 のとおりとするため、改正の趣旨、内容等についてご了解いただくとともに、貴管内の関係機関、関係団体等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。